ASEAN-JAPAN CENTRE

ASEAN 最新事情講座

「ASEANの知的財産権事情」

国際機関日本アセアンセンター

ASEAN における知的財産権について今後の動向が注目されています。
これから ASEAN に進出する企業やすでに進出している企業において、第三者の知的財産権の侵害、模倣被害、技術情報漏洩等の知財リスクが高まっています。このリスクの回避及び知的財産権の取得・活用のため、ASEAN の知的財産権の現状をご紹介する講座を開催いたします。
タイ（バンコク）で日本企業向けの法務及び知財アドバイザリー業務を行っている TNY Legal Co.,Ltd.共同代表、プログレ法律特許事務所パートナーの永田貴久弁護士・弁理士に現地での経験を踏まえ ASEAN の知的財産権事情につきお話していただきます。
皆様のご参加を心よりお待ちしております。

日時	2017 年 4 月 6 日（木） 10 時 00 分～11 時 30 分 （受付開始：9 時 40 分）
場所	日本アセアンセンター　アセアンホール 東京都港区新橋 6-17-19　新御成門ビル　1 階
講師	TNY Legal Co.,Ltd.（TNY 国際法律事務所）共同代表 プログレ法律特許事務所パートナー 弁護士・弁理士 永田　貴久
主催	国際機関　日本アセアンセンター
定員	100 名（先着順）
参加費	無料
申込み	日本アセアンセンターウェブサイトよりお申し込みください。 電話・メール・ファックスによるお申し込みは受け付けておりません。 http://www.asean.or.jp/ja/invest-info/eventinfo-2017-02/ 受講者には受講票を発行いたします。 お申込みのない方の当日参加はできません。
問合わせ先	国際機関　日本アセアンセンター　貿易投資部 TEL：03-5402-8006　http://www.asean.or.jp

☆　当日は会場受付にて受講票とお名刺１枚をご提示ください。

☆　ご記入いただいた個人情報は、本セミナー講演者への提示および弊センターからの各種ご案内をお送りする目的のみに使用します。